

きさらづ海洋少年団団則

第 1 条 【呼称】

この団は、きさらづ海洋少年団（以下、本団という）と呼称する。

第 2 条 【目的】

本団は、所属団員に対し、海に親しみ海に学んで、海に関する知識を身につけさせるとともに、団体活動を通して心と身体を鍛え、次代を担う健全な青少年を育成することを目的とする。

第 3 条 【活動】

本団の活動は、次のとおりとし、活動の計画は年毎に定める。

- (1) 基本訓練および海上訓練
- (2) 船舶・海洋関係施設等の見学
- (3) 海洋知識習得のための研修
- (4) 海洋環境保全その他の社会奉仕活動
- (5) その他第 2 条の目的に沿った活動

第 4 条 【構成】

本団の団員は、本団の目的を充分理解し、意欲をもって自発的に入団した小学生・中学生・高校生及びその指導育成に当たる成人で構成する。

第 5 条 【入・退団】

本団の入団、退団は次により行う。

- (1) 入団、退団の手続きは、申請書により行うものとし、その承認は団長が行う。
- (2) 団長は、次の事項に該当するときは、入団を承認せず、また団員を退団させることができる。

イ 本団の活動趣旨に賛同できないもの。

ロ ゆえなく活動に参加しないもの。

ハ 団員の名誉を傷つけ、あるいは、本団の活動を妨害するもの。

ニ 団費を納入しないもの。

第 6 条 【役員等】

本団に次の役員を置く。

(1) 団役員

団 長 1 名

副団長 若干名

事務局長 1 名

監査役 1 名

(2) 事務局

本団に事務局員若干名を置くことができる。

(3) 役員を選任

団長の選出は、有識者から推薦し、後援会等の承認により決定する。

団長を除く役員は、団長が指名する。

(4) 顧問

本団に顧問を置くことができる。

第 7 条 【役員の責務】

本団役員の責務は次のとおり。

- (1) 団長は団を代表し、団務を統括する。
- (2) 副団長は、団長を補佐し、団長事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 事務局長は、団長の命を受け、団の会計その他活動に必要な事務を行う。
- (4) 監査役は、本団の会計及び活動の監査を行う。

第 8 条 【総会及び役員会】

本団の総会及び役員会は次により行う。

- (1) 本団の総会及び役員会は、団長がこれを必要と認めた場合に招集し、団長が議長となる。
- (2) 総会は、成人の団員を以って構成する。
- (3) 総会の議決は、出席者の過半数によって決する。可否同数のときは議長がこれを決する。

第 9 条 【後援会等】

本団の活動に協力する団体として、後援会、父母の会などの協力団体をおくことができる。

第 10 条 【会計】

本団の会計は次により行う。

- (1) 本団の経費は、団員の納入する団費、協力団体からの寄付その他をもってまかなわれる。
- (2) 団員の納入する団費は、団員一人当たり年額 2,000 円とする。
- (3) 本団の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。
- (4) 本団の会計事務は、事務局長の所掌とする。
- (5) 毎年 5 月、前年度の会計収支を決算し、後援団体等経費を拠出した関係者に対し会計報告する。
- (6) 会計監査は、後援団体等の中から選出した監査役が行う。

第 11 条 【雑則】

- (1) 本団の活動に関して必要な事項は細目をもってさだめる。
- (2) 細目の制定については、役員会の専決事項とし、必要に応じて後援会等の承認を受けるものとする。

付 則

- (1) 本団則は、平成 19 年 5 月 18 日から発効する。
- (2) 本団設立時の役員
 - 団 長 松本信夫
 - 副団長 大島 博
 - 副団長 則包辰男
 - 副団長 花岡祐一郎（事務局長）
 - 監査役 高浦正行